

広島県告示第二百七十四号

広島県営住宅設置、整備及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）第五十四条第一項の規定によって、次の駐車場の使用料（以下「基本使用料」という。）を定め、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和四年四月一日に設置する県営住宅駐車場の基本使用料

駐車場の名称	位 置	基本使用料 (月額)
県営長寿園南高層住宅二号館駐車場	広島市中区西白島町	七、三〇〇円